

計算方法

【制度説明】

- 1 私立幼稚園等の預かり保育等の利用にかかる給付は、一部無償という考え方です。
- 2 私立幼稚園の預かり保育事業は、**利用日数×日額単価（上限450円）（★）**で月毎に個人別で計算されます。
- 3 認可外保育施設等の利用料については、月額11,300円から、私立幼稚園の預かり保育給付額（★）を差し引いた額が支給されます。

【併用施設利用料の給付可否の基準】

以下の場合に、私立幼稚園の預かり保育以外の併用施設の利用料も給付対象となります。

- 1 お通りの私立幼稚園の預かり保育が、「平日の預かり保育の提供時間が教育時間を含めて8時間未満」または「年間開所日数が200日未満」であること。
- 2 併用する認可外保育施設等が、所在する自治体から、幼児教育無償化の対象施設として「確認」を受けていること。

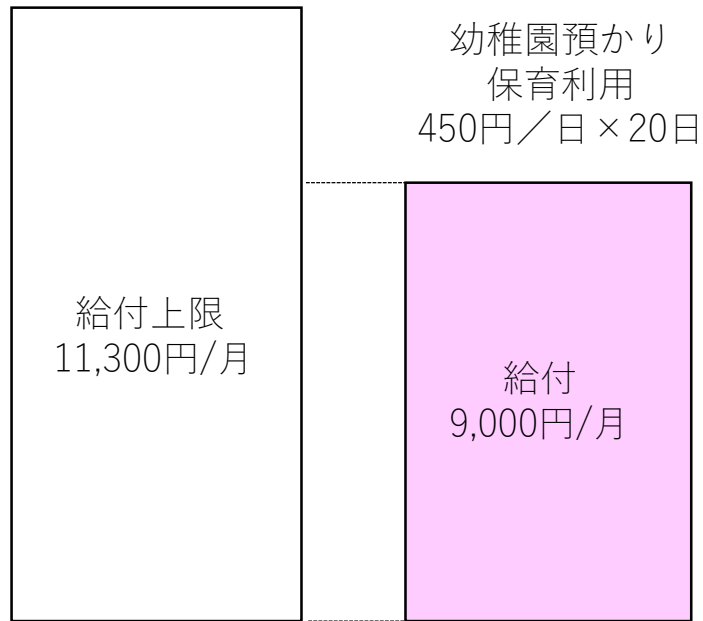
→上記の基準をもとに、施設の所在する自治体が審査をしています。
審査結果は、施設の所在する自治体へご確認ください。

給付額の計算方法

【計算方法（イメージ図）】 ※実際の利用料金の設定はお通りの園ごとに異なります。

★幼稚園の預かり保育のみ利用の場合

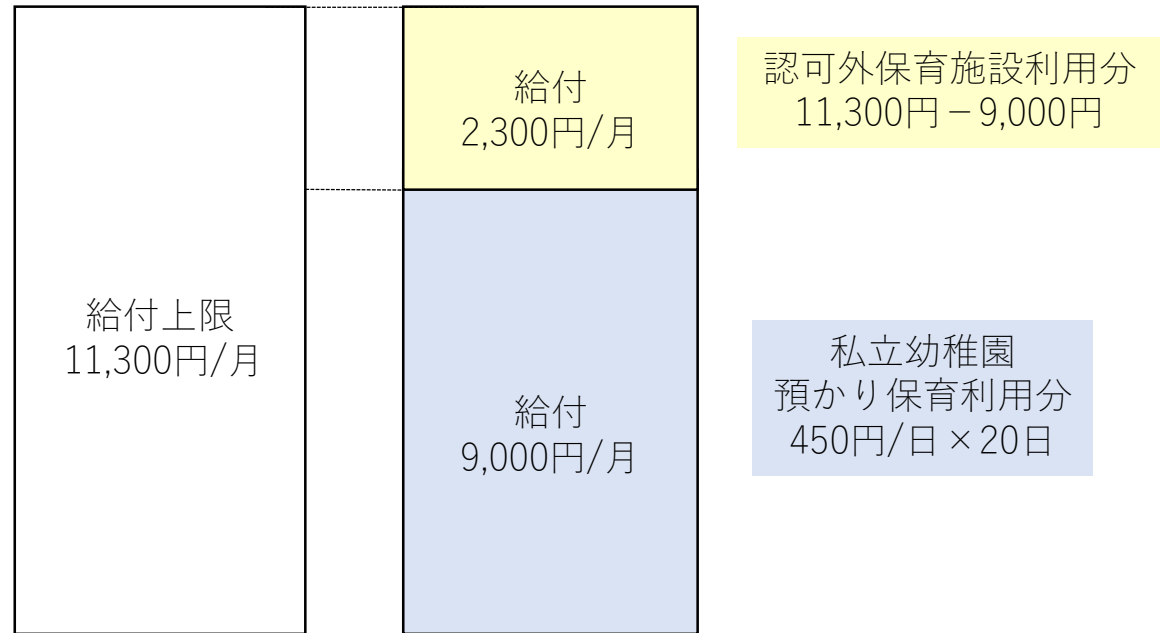
※幼稚園預かり保育を1時間1,000円で20日利用した場合



給付上限額11,300円/月を下回るため、給付額は9,000円/月

★幼稚園の預かり保育 + 認可外保育施設の場合

※幼稚園の預かり保育を1時間1,000円で20日、認可外保育施設を1時間200円で20日利用した場合



※認可外保育施設利用分は4,000円（200円 × 20日）だが、私立幼稚園の預かり保育利用分を除く2,300円が併用分の補助上限となるため、併用分は2,300円/月の給付となる。